令和２年承認第５号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、名古屋市市税条例の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分により令和２年５月７日制定し、公布した。

上記のことについて同法同条第３項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和２年５月15日提出

名古屋市長　河　村　た か し

名古屋市条例第52号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の手続）

第25条　第３条の３第６項の規定は、法附則第59条第１項の規定による徴収の猶予について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関する経過措置）

2　この条例による改正後の名古屋市市税条例の規定は、この条例の施行前に申請された地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項の規定による徴収の猶予に係る申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出についても、適用する。

（参考　1）

新　旧　対　照（改正後／改正前）

名古屋市市税条例附則（抜すい）

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の手続）

第25条　第3条の3第6項の規定は、法附則第59条第1項の規定による徴収の猶予について準用する。

（参考　2）

参　照　条　文

1　地方税法（昭和25年法律第226号）附則（抜すい）　新旧対照（改正後/改正前）

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例）

第59条　地方団体の長は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次条第1項及び附則第61条第1項において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年2月1日以後に納税者又は特別徴収義務者の事業につき相当な収入の減少であつて総務省令で定める事実があつたことその他これに類する事実（次項において「新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実」という。）がある場合において、これらの者が特定日（徴収の猶予の対象となる地方団体の徴収金の期日として政令で定める日をいう。第1号において同じ。）までに納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金で次に掲げるものの全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請（地方団体の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その地方団体の徴収金の納期限後にされた申請を含む。）に基づき、その納期限から1年以内の期間（第2号に掲げる地方団体の徴収金について

は、政令で定める期間）を限り、その地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

(1) 特定日以前に納税義務又は特別徴収義務の成立した地方税（政令で定めるものを除く。）に係る地方団体の徴収金で、納期限が令和２年２月１日以後に到来するもののうち、その申請の日以前に納付し、又は納入すべき税額の確定したもの

(2) 政令で定める地方税に係る地方団体の徴収金でその納期限が令和２年２月１日以後に到来するもの

2 （略）

3 第15条の２（第１項から第３項までを除く。）、第15条の２の２から第15条の３まで並びに第15条の９第１項及び第２項の規定は、第１項の規定による徴収の猶予並びに前項の規定による申請書の提出及び同項の規定により添付すべき書類について準用する。この場合において、同条第１項中「災害等による徴収の猶予若しくは」とあるのは、「災害等による徴収の猶予、附則第59条第１項の規定による徴収の猶予若しくは」と読み替えるものとする。

4～6 （略）

2 地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第26号）附則（抜すい）

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)
(2) （略）